# 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

# (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

藤崎町は、青森県津軽平野のほぼ中央に位置し、東は青森市・黒石市、西は弘前市、 北は板柳町、南は田舎館村に接している。

国勢調査による当町の人口は、合併当初の平成17年には16,495人であったが、令和2年には14,573人となっており、人口の減少傾向が続いている。一方で高齢者人口は年々増加しており、平成22年には高齢化率27.5%であったが令和2年度には32.9%となっている。少子高齢化の進行に伴い労働者人口の減少がこれからも続くと予想される。

また、令和3年経済センサスによる当町の事業所数は、495事業所、従業員数は 4,229名となっており、平成28年調査時と比べて事業所数は5%、従業員数は 1.1%の減少となっていることから、中小企業を中心とする当町において、事業所 数及び従業員数は減少傾向となっている。

さらに、令和2年度国勢調査による産業別就業人口は、第1次産業人口が町全体の約22%であり、農業が大半を占め、当町の基幹産業となっている。また、第2次、第3次産業人口については、町全体の約78%であり、建設業、製造業、卸小売業、サービス業が大半を占め、町の重要な産業となっている。近年は第1次産業人口が減少傾向、第2、第3次産業人口はほぼ横ばいの状態となっている。

このように、企業者数の減少、従業員の高齢化や後継者不在等により中小企業者を 取り巻く環境は厳しい状態が続いており、現状を放置すると町の地域経済を支える産 業が失われかねない状況である。

このような状況の中、町では雇用対策、既存企業への優遇措置支援を行っているが、 生産性の維持・向上に必要な各種産業への先端設備等の導入促進や、各事業者の経営 基盤維持・強化等更なる支援が喫緊の課題となっている。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、 中小企業者の先端設備等の導入を促すことによって、当町経済を維持・発展していく ことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の 認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目的とする。

### 2 先端設備等の種類

当町の産業は農業、建設業、製造業、卸小売業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、これらの産業の多様な設備投資を支援する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

#### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

## (1) 対象地域

当町の産業は、JR藤崎駅及び北常盤駅周辺や国道7号及び339号沿道等、町内 全域に展開している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、 本計画において対象とする地域は町内全地域とする。

# (2) 対象業種・事業

当町の産業は農業、建設業、製造業、卸小売業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネ推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

- (1) 導入促進基本計画の計画期間
  - 2年間(令和5年4月1日~令和7年3月31日)とする。
- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
  - 3年間、4年間、5年間のうち、事業者が選択した期間とする。
- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
- (1)人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2)公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては 先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 町税等を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。